

介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の賦課事務の処理に誤りがあり、一部の被保険者の方に対し、保険料を過大又は過少に賦課していたことが判明しました。

深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない。」とされました。この「当該年度における最初の保険料の納期」について、一律に普通徴収の第1納期限である7月31日として期間計算を行っていたところ、特別徴収（年金からの天引き）については当該年度における最初の納期を5月10日とすべきであったことから、特別徴収の被保険者について、賦課決定のできない期間に増額又は減額の賦課更正をしていたことが判明しました。

2 対象保険料

平成29年度から令和4年度までに遡及賦課した平成27年度分から令和2年度分保険料

3 対象人数及び金額

- (1) 過大徴収した人数及び金額：19人、445,700円
- (2) 過大還付した人数及び金額：33人、727,600円

4 今後の対応

- (1) 保険料を過大に徴収した方については、速やかに通知するとともに、返還手続を行います。
- (2) 保険料を過大に還付した方については、時効（2年）により徴収できる期限を過ぎていること、賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めません。

5 再発防止策

今後の法改正の際には、正確に内容を把握した上で、必要に応じてその法解釈及び運用等について国や東京都に確認を行うとともに、システム事業者との情報共有及び業務手順の確認を行い、認識の齟齬による誤りの発生防止を徹底してまいります。